

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成28年12月13日（火） 午前9時58分～午前10時49分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、 5番 長谷川広昌、
7番 柴田耕一、 11番 神谷直子、 14番 鈴木勝彦、
16番 小野田由紀子、
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

10番 杉浦敏和

3. 傍聴者

1番 杉浦康憲 6番 黒川美克、 8番 幸前信雄、
9番 杉浦辰夫、 12番 内藤とし子、 13番 北川広人、
15番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹（杉浦・中川）
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、
税務GL、市民窓口G主幹、
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- (3) 議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (5) 議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- (7) 議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (8) 議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- (9) 陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
- (10) 陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりま

した案件は、既に配付されております議案付託表のとおり議案8件、陳情2件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてでございます。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

それでは、当局より説明を加えることがあればお願いいたします。

説（総務部長） 特にございません。

《質 疑》

（1）議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問（5） 今回、使用料手数料条例の一部改正ということで、市庁舎本庁舎の移転に伴って、所要の規定の整備を行うということで、この新庁舎移転に伴って、使用料及び手数料が新たに変更になるというのは、これだけでよろしいでしょうか。

答（行政） そのように、理解していただければと思います。

問（5） 1点、ちょっと気になるのが、おそらく手数料と使用料がこの条例で変わらないということは、民間のほうを設定すると思うんです

けれど、気にかかっているのが議場の貸し出しの件なんですけれども、
今まだその、いくらになるとか、そういったことが市民の皆様にも伝え
られていないと思うんですけれども、そのあたりは、議場の貸し出しに
ついて今の状況をお知らせください。

答（総務部） この議案の内容とは直
接、関連をいたしません。本定例会中に、現在、価格、その他、条件
を検討しておりますので、議会のほうにお示しできればと考えておりま
す。

意（５） ということは、まだ具体的には決まっていないということだ
と思いますので、1月4日から新庁舎、できるわけですので、一刻も早
く決定していただいて、市民の皆様にも、速やかにお知らせいただくよう
要望をしておきます。以上です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切り
ます。

（２）議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委
員の定数を定める条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（14） 細かいことまで、ちょっとお聞きしたいと思います。農業委
員の選任方法、12人、これで公募する、推薦枠と公募枠で12人という枠
があるわけなんですけれども、この選任方法と、どういう告知をするのか、
方法を教えていただきたいと思います。

答（地域産業） 推薦、募集の期間につきましては、今現在想定してい
るのは2月1日からを予定して、農林水産省のほうはおおむね1カ月程
度の募集期間を設けるといようなことを言っております。ただ、その

募集、応募の状況について、例えば、候補者の数が定数に達していない場合等につきましては、担い手の農業者グループ等にも働きかけをするというようなことを指針のほうでもうたわれておりますので、そのような形で対応していきたいと考えております。

問（14） それというのは、推薦枠を優先するのか、推薦枠で12人が足りないときは公募するという方法をとるのか、その方法を教えていただきたいと思います。

答（地域産業） 推薦、応募の優先というものは、特に考えておりません。ですので、その募集期間において、推薦及び公募による応募を受け付けるというような形を考えております。

問（14） 推薦で、仮に10人であったと、あと残り公募が2人必要になった場合、公募してみたら3人も4人も出てきたと、公募して、その公募したときの選任方法、どういう選任にするのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

答（地域産業） 市長または農業委員会は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合、その他必要と認める場合については、いわゆる公平性及び透明性を確保するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないというようなことが規則のほうでうたわれておまして、その公平性を確保するというような手法を、どのように担保するかというところで、近隣5市の中でも足並みをそろえるというような形の中で現在、考えているのは選定委員会を設けて、その内容をまた公表するというような形で考えております。

問（14） 定数が12人であるわけですけれども、括弧書きで最大定数14となっておりますが、これをどう解釈していいのか、この部分をお教え願います。

答（地域産業） 資料のほうに最大定員14名というふうにうたわれておりますが、こちら、いわゆる農業委員会法の、農業委員で定められる上限が14名となっております。その14名以下の農業委員を定めるという中で、現在農業委員の数自体も半数程度にしろというようなことを、国のほうも指針として出しておりますが、高浜の農業の農政を推進する農業

委員さんを確保するというような位置づけの中で、現在15名の農業委員さんの中で3名が今回、農地最適化推進委員になりますので、同数、同程度の人数を確保するために12名というような形で、合計15名で活動できるような形で現在考えておりますので、12名が高浜市における農業委員の定数となります。

問（14） それでは、推進委員ですけれども、非常に専門性が必要であり、経験も必要であるのではないかと思いますけれども、この推進委員の選任についてはどのように考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（地域産業） 推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱するものと、法律で定められております。高浜市におきましては、推進委員を担っていただく方は、この業務を携わっていただくような中で、例えば、将来的に農業委員さんに立候補していただくような方の応募または推薦していただくような方に、推進委員を担っていただきたいなということは、農業委員会の中でも、お話をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第68号の質疑を打ち切ります。

（3） 議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（7） 議案説明会において詳しく説明をいただいておりますけれども、確認を含めてお聞きしたいと思います。最初に11月10日ですか、検察の協議は終わったというような報告を受けたんですけれども、そうい

ったことはどうなっているのか、細部というのか、どこら辺のことが検
察協議の協議事項になったのか、そこら辺のこと、それと、条例改正で
建築物の制限を設けて規制されているということですが、どういっ
た趣旨なのか、御説明をお願いしたいと思います。

答（都市整備） まず、最初の検察協議の事項でございますが、主に今
回、検察から指摘のあったところというのは、条文でいいますと改正後
の第12条のところ、主に検察から指摘のあったところでございます。
これにつきましては、検察との協議により、条例担当の検察事務官より、
内容について、十分満たしているということで、特に意見はないという
ような回答をいただいて、終了いたしました。

次の御質問の、建築物の制限のところでございますが、今回は、豊田
町三丁目の一部について、都市計画の地区計画を定める工業用地として
位置づけております。新たな工業用地の確保を進めていくわけですが、
対象の区域に対して、建築できる建築物の用途の制限を工場として、そ
の工場に関する研究開発施設及び物流施設並びにこれらに附属するもの
として、その中で建ててはいけないものを、危険物を扱うだとか、臭気
や騒音を発する産業廃棄物の収集、運搬、処理に係る工場などというの
を条例の案として定めております。

問（7） それでは、具体的に、業種としてどのような建物を建てては
いけないのか、そこら辺のことを説明をいただきたいと思います。

答（都市整備） 具体的な例で申し上げます。まず、危険物を扱うもの
というところで、火薬類やマッチ、可燃性のガスの製造をするもの。

あと、臭気を発する工場としては、肥料の製造、動物臓器又は排泄物
を原料として薬品の製造をするもの。魚粉、フェザーミール、肉骨粉、
これらを原料とする飼料の製造。

騒音を発する工場につきましては、鉱物、岩石、土砂、コンクリート、
アスファルト、硫黄、金属などの粉碎で、原動機を使用するなどが対象
となります。

次に、産業廃棄物の収集、運搬処理に係る工場というところですが、
こちらにつきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律という

法律がございまして、そちらに定義されております収集、運搬、中間処理、最終処分の用に供する建物はいけませんよということにしております。

問（７） それでは、計画図の中に、緑地や調整池が計画されておるんですけれど、その中で特に調整池についての質問ですけれど、この工業地の造成に伴って、どのような調整池の計画なのか、御説明を願いたいと思います。

答（都市整備） 豊田町の区域ですが、ちょうど南東側に調整池を配置する計画でございます。この区域に降った雨は、全てその計画している調整池に一旦、流入します。調整池については、愛知県の開発基準で計算しますと、4,260立方メートルが必要となり、今回は約2倍の容量である約8,000立方メートルで築造していくというふうに伺っております。

問（７） 調整池は、稗田川のですね、計画が1時間50ミリということなんですけれど、そういった上流において調整池の確保も非常に大事だと思うんですけれど、そこら辺で今までの田んぼとしての調整の意味合いがあったと思うんですけれど、今、御答弁のように約8,000立方メートルぐらいでいいのか、そこら辺のことをちょっとお聞きしたいと思うんですけれど、以前はもう少し下流というのか、下流のある程度、調整池、県のほうでは、稗田川の最終の計画では予定されておったんですけれども、たまたまここに工業用地がくるということで、その県の計算で約4,300立方メートルぐらいですか、4,200、そのぐらいでいいというお話だったんですけれど、今の計算で約8,000というお話だったんですけれども、2倍ぐらいでいいのか、そこら辺のことを再度、確認をさせていただきたいと思います。

答（都市整備） ただいま、議員の御心配になられている、稗田川とその調整池の関係かと思うんですが、実際に稗田川の改修は、今、随時、愛知県のほうで進めていただいております。愛知県のほうともいろいろ調整はしておるんですが、基本的にきちんと約束が交わせる稗田川の改修というのは、新高取橋、いわゆるその岡崎半田線までの区間はきちんと今の計画の中で改修していきますよというお話を愛知県から聞いてお

ります。

今回、豊田町はその上流になりますので、それについては、まだちょっと具体的な計画というのは、県としては示せないという状況の中で、今回、開発を計画しておられました機関と、愛知県の河川課さんとでいろんな協議を重ねた上で通常の基準、稗田川がきちんと改修されたならば、県の基準の4,260立方メートルで問題はないというところではあるんですが、既に議員も御存知のとおり、一部、雨が降ると田んぼが冠水するという状況がある中で、今回、基準の約2倍というところを県の河川課との協議で決定されたと聞いております。

問（7） 下流の、今、排水ポンプ場が2基、左右あるんですけれど、そちらの市民の方から、工業用地ができたから、造成したから冠水したとか、そういった苦情がないように一つ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、こういった内容をどのように市民に周知かなんかをしていただけるのか、そこら辺のこともお願ひしたいと思ひます。

答（都市整備） 市民の皆様へのお伝えでございますが、本条例案の建築物の制限と、都市計画の決定の地区計画の建築の建築物等に関する事項については、同様の内容であることから、住民周知につきましては、都市計画の地区計画として進めてまいりました。平成28年5月10日に周辺地区にお住まいの住民の方や地権者に対しての説明会を行い、計31名の方に出席していただいております。その際に当地区計画についての内容を説明いたしました。

続いて、都市計画法第16条に基づく縦覧を平成28年6月15日から6月29日までの2週間、都市整備グループで行い、当該区域の地権者からの意見を求めました。縦覧者はなく、意見書の提出もなかったです。その1カ月後には、都市計画法第17条に基づく縦覧を平成28年7月15日から7月29日までの2週間、都市整備グループで行い、市民及び利害関係者からの意見を求めましたが、こちらも縦覧者はなく、意見書の提出はなかったという状況でございます。

これらの経過を経て、都市計画決定としては、平成28年8月28日の都

市計画審議会の御可決をいただき、平成28年10月3日に都市計画の決定の告示を行っております。以上です。

意（7） 最後になりますけれども、これから工業用地の創出事業に伴い、いろいろな手続きやなんかが想像されますけれども、なるべく早く、今後とも確実に、正確に進めていただきたいというふうに思っております。

それと、新たに内陸のほう、吉浜の北部のほうにも計画されておるようですけれども、そこら辺の、この調整池等の排水の問題も一つ、気をつけてやっていただきたいというふうに思います。終わります。

説（都市整備） 今、答弁した中で、都市計画決定の日付を平成28年8月23日ということで、訂正いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第69号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

委員長 質疑を行います。

問（7） 補正予算説明書の67ページ、いきいき号循環事業費補助金ということなんですけれども、その金額の説明をお願いいたします。

答（市民生活） 御質問のありました、いきいき号循環事業費補助金でございますが、この中身につきましては233万7千円でございますけれども、補助金、平成28年度当初予算において、補助対象経費の燃料費の部分を未計上ということがありまして、その分を今回、お願いをさせていただくというものでございます。

問（7） 燃料費の未計上ということなんですけれども、これは委託業務で、2社に委託している中で、燃料費が入っていないということなんで

すか。

答（市民生活） この事業につきましては、委託という形ではなく、補助金という形で、事業者さんのほうに補助金を支出させていただいております。その中で、補助金の対象経費となるものが、車両の使用料、そしてプラス、ガソリン、燃料費相当ということになっておりまして、ここでいう燃料費相当を当初予算のところ、未計上という形になっておりまして、誠に申しわけございませんけれども、この燃料費相当の補正をお願いするというものでございます。

問（7） ということは、これは補助金でもらえるやつを、当初に上げてなかったということで、委託業務の中には、こういった燃料費やなんかは、入っておるということでよろしいですか。

答（市民生活） 委託ではございませんで、事業者さんがやられるこのいきいき号循環事業に対して、市のほうが補助金という形で知多乗合バスさんとカネ久さんのほうにお出しをしておるというもので、その補助金の積算の中に、車両ですとか、人件費とか、そういったものと燃料費も含めた形で、補助金という形で、支出をさせていただいておるというものでございます。

委員長 よろしいですか。

意（7） はい。

委員長 ほかに。

問（2） では、質問させていただきます。補正予算書8ページ、第2表の債務負担行為補正の、道路占用物件移転工事負担金、限度額600万円の内容について教えてください。

答（企業支援） この債務負担行為の補正につきましては、現在、愛知県企業庁が開発を進めております、豊田町地区の造成工事に関する債務負担行為でございまして、この造成工事におきまして道路占用をされているガス管の布設替えのほうが必要となり、この工期が平成28年度から29年度の2カ年にわたることから、この債務負担行為のほうを補正させていただきました。

なお、この移転工事につきましては、愛知県企業庁のほうと締結のほうをいたしました開発基本協定書に基づき、愛知県企業庁からの依頼を受け、発注するものでございまして、この移転工事で市が支出する全額につきましては、後に愛知県企業庁より、委託金として収入を受ける予定でございまして。

問（２） ありがとうございます。引き続き補正予算書66ページをお願いします。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費の産業経済活性化事業のうち、委託料の税務書類作成等業務委託料61万8千円について、この委託料の目的や、委託の時期、委託先について教えてください。

答（企業支援） この委託料につきましては、豊田町地区の工業用地創出事業に関する委託料でございまして、この事業に協力していただいた方の土地売買契約に伴う、来年行う必要がある確定申告の支援に対する委託料でございまして。

この事業に関する多くの関係者の方から、確定申告につきましては、専門知識を有する方の支援を強く求められたことから、このたび補正をさせていただくものでございまして。

委託の時期といたしましては、来年の1月中旬から下旬を予定しております。委託先につきましては、東海税理士会のほうに予定をしております。

問（２） どうもありがとうございます。引き続き補正予算書66ページ、7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費の産業経済活性化事業のうち、工事請負費の、整地工事費200万円の目的を教えてください。

答（企業支援） この工事請負費でございまして、豊田町地区の代替地の整備に伴う整地工事費でございまして、新たに代替地3カ所の給水用施設のほうで、この設置が必要となりまして、このたび補正をさせていただくものでございまして。

委員長 ほかに。

問（14） 補正予算書の84ページの債務負担行為、都市計画マスタープラン改訂業務委託料が載っておりますが、その委託業務が、なぜ必要に

なったか、なぜこの時期の補正予算なのか、これは小池町のほうでよろしいですかね、それも確認しておきます。よろしくお願ひします。

答（都市整備） まず、このマスタープランについて、最初にちょっと簡単に御説明させていただきます。都市計画マスタープランは、平成23年7月に第6次総合計画のもと改定を行い、目標年次を20年とし、計画期間を平成33年の11年間としたものでございます。

それでは、最初の御質問のあった、まず、なぜ必要かというところでございますが、大きな要因といたしましては、平成30年度末に愛知県が実施いたします都市計画の総見直しに対応することと、本定例会初日、11月29日、全員協議会にて企業支援グループより説明いたしております、工業用地創出事業の中で触れております都市計画手続きの中で、将来、土地利用の方針図の一部改正を進めるものでございます。

こちら、2点目につきまして、この時期の補正でございますが、都市計画の総見直しの前倒しに対応することと、先ほどの小池町のこともございますので、そういったことに合わせて、スピード感を持って対応するためのものでございます。

なお、今回の一部改正につきましては、全体を見据えた検討が必要であることから、28年、29年の債務負担行為を新たに設定して、マスタープランの変更のほうを進めていくこととしております。以上です。

問（14） この債務負担行為ですけれども、平成28年度の処置はどうなっているのか。今回、補正予算、現年度予算には計上されていないようですけれども、これはなぜかお願いいたします。

答（都市整備） ただいまの御質問の件ですが、今回、債務負担行為を設定したマスタープラン改訂業務については、5カ月後、今年度中に入札を経て契約を行い、業務を進めてまいります。契約に対する支払行為は、業務委託完了後になるため、平成29年度の当初の予算に計上することとしております。

委員長 ほかに、質疑はございますでしょうか。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第73号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第74号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第75号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第77号の質疑を打ち切ります。

(8) 議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算 (第1回)
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第78号の質疑を打ち切ります。

(9) 陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について
の陳情

委員長 意見を求めます。

意(2) では、陳情第13号、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、反対の立場から意見を申し上げます。この陳情書の陳情事項、【1】番で、県民の要望である福祉施策を充実してください。というふうに書いてあります。その1番の、国保の改善について、反対の意見を言わせていただきます。

①番の、保険料(税)は減免制度を拡充する等で払える保険料(税)に引き下げてください。という陳情があります。減免制度については、平成30年度からの広域化、国保財政の実態等を踏まえ適切に対応していることから、この陳情内容については反対いたします。

次に②番の、18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。とあります。これについては、中学校卒業時までの医療費助成を実施していることでもあり、保険税については応益負担分として、制度の趣旨に合わせて運用していくべきものであることから反対いたします。

また、③番目の、資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。と

いう項目については、資格証明書の発行については、税負担の公平性の確保の観点から法定化されているものとしており、関係法令や条例、規則、要綱等の趣旨に従って適切に対応しているものであります。また、分納世帯であっても納税相談等、面談の機会を確保する観点から有効期間が6カ月の短期証を発行しているという事実があり、これも反対いたします。

また、3番目に、福祉医療制度について、という項目がありますが、①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。②番目、子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。③番として、精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。とあります。これらについては、限られた財源の中で現行の福祉制度を持続的に実施することが重要です。その面から、この陳情についても反対します。

以上、この陳情第13号については、反対である旨を、理由をつけて説明させていただきました。ありがとうございました。

意（16） 陳情の中身が多岐にわたっておりますが、超高齢社会を迎える中、持続可能な社会保障制度を維持していくために、いろいろな改革案が出ておりますけれども、そんな中で収入の多い方等の一定の負担がふえるなど厳しい面もありますけれども、財政が厳しい中、この陳情、全ての要望を実現するのは難しいのではないかと思いますので、この陳情には、反対をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（5） 本陳情書にある、福祉施策の充実において理解できる部分もございしますが、全体的に偏りがあつたり、国県の財政状況等を勘案すると、現実的には難しいと考えるため、陳情第13号につきましては、反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意（11） 私もこの陳情については、反対とします。理由としては18歳未満の子どもについてはとか、今の税の公平性を考えると、そこまでや

ってしまうと、社会保障に負担がかかり過ぎるのではないかという考えからです。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。

(10) 陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情

委員長 意見を求めます。

意(14) それでは、陳情第16号、市政クラブを代表して賛成の意見を述べさせていただきます。今回の陳情書の中身を見ますと、『従来の「経営改善普及事業」や「経営発達支援計画」を基に、高浜市内の約1,000事業所、個人店主も含めまして、小規模事業者に寄り添って、経営計画策定及び実施支援を行う「伴走型支援」が、商工会の重要な事業として位置付けられました。』とあります。正に、商工会が取り組む小規模事業者の支援及び地域経済の活性化に資する事業の積極的な推進を実現するためには、これまでの取り組みを基礎にして、引き続き行政と商工会が連携しながら、商、工の発展につなげることは、ひいては高浜市全体の活性にもつながるものであると考えるので、この陳情には賛成させていただきます。

意(16) 高浜市の経済の活性化のために支援は重要と考えておりますので、この陳情には、賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(5) 商工会は、地域経済活性化等に大きく貢献していただいていると思いますが、本市においては、商工会事業へは、既に最大限の支援や補助など、配慮しているところだと考えます。陳情項目2から9まで

の各種制度を使い勝手のよい制度としたり再構築すること、また、地域活性化等の支援は推進していただきたいと考えますが、陳情1の商工会事業運営に対する財政支援の維持、拡充につきましては、本市財政状況などを勘案いたしますと、補助金の増額は難しいと考えますので、本陳情には、趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに

意（11） 高浜市商工会事業の支援及び地域経済活性化に向けて、私は賛成をさせていただきます。高浜市において必要だと思いますので、賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第16号についての意見を終了いたします。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はございません。

説（地域産業） 先ほど14番議員から、農業委員会の定数が多い場合、どのように選考するかということで御質問いただいた内容について、補足をさせていただきます。ふえた場合、多い場合につきましては、市長が選定委員会のほうに、その選定を依頼をかけた上で、それに基づいて選定委員会が候補者を選考し、その結果を市長に報告すると、それを踏まえて市長が候補者を決定し、議会の同意を得て、農業委員を任命するという形で、そのあとに公表するということになりますので、説明のほうを追加させていただきます。以上です。

問（14） それは、公募の場合ですね。一般推薦で10人あって、公募が3人オーバーした場合は、そういう方法をとるということですね。わかりました。

委員長 ほかに。

発言なし

委員長 ほかに、ないようですので。

《採 決》

(1) 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

- (9) 陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

挙手なしにより不採択

(10) 陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情

委員長 趣旨採択との御意見がありましたので、採決に当たり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をさせていただきたいと思います。

挙手多数により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時49分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長